

最高裁判所(第一小法廷) 平成●●年(〇〇)第●●号 課税処分等取消請求上告受理事件

国側当事者・国(岡山東税務署長)

平成24年8月1日不受理・確定

(第一審・岡山地方裁判所、平成●●年(〇〇)第●●号、第●●号、平成22年6月22日判決、本資料260号-98・順号11454)

(控訴審・広島高等裁判所岡山支部、平成●●年(〇〇)第●●号、平成23年12月22日判決、本資料261号-252・順号11842)

決 定

別紙当事者目録記載のとおり

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件を上告審として受理しない。
- 2 申立費用は申立人らの負担とする。

第2 理由

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

平成24年8月1日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官 横田 尤孝

裁判官 櫻井 龍子

裁判官 金築 誠志

裁判官 白木 勇

裁判官 山浦 善樹

当事者目録

申立人	株式会社A
同代表者代表取締役	甲
申立人	B株式会社
同代表者代表取締役	甲
上記兩名訴訟代理人弁護士	小寺 史郎ほか
相手方	岡山東税務署長 山根 正巳
同指定代理人	石村 竜太